

発行所 役場
岡垣町 責任者 守 莊
岡垣町 局長 辻 守 莊



印鑑登録の変更

8月1日より

このたび住民の利便を増し、取引の安全に寄与するため、全国市町村で行っている印鑑登録証明事務が統一されることになりました。

本町もこの趣旨実施のため、「印鑑条例」の全文改正を行い、昭和五十二年八月一日より施行することになりましたので、町民のみなさんご理解とご協力をお願いします。
なお、七月三十一日までに印鑑登録をされた方の印鑑登録証は引き続き有効です。

▽主な改正点

- ◎登録資格は、十五才以上の者
および禁治産者以外の方は、すべて印鑑登録できるようになりました。
- ◎登録印鑑の規制は八ミリメートル以下の印鑑は登録できないようになりました。大きさは今までどおり二十五ミリメートルまでです。

盆踊り大会

岡垣中学校にて

西高陽区

田中睦生氏 提供

◎登録申請者の確認方法は、本町に印鑑登録された方の保証書、(様式は住民課にあります)で確認できるようになりました。

「保証書には保証する方の登録印鑑(実印)と登録番号が必要です」

◎改印の制度はなくなりました。今までの改印届は廃止し、今後は、新規登録申請によって処理します。

◎印鑑登録証明書の交付については、印鑑登録証を提示して交付申請する。代理人による交付申請も印鑑登録証を預かってくるだけで本人の実印や委任状はいりません。

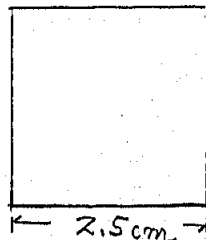
◎新規登録時、本人確認のための文書照会の回答期限は、照会書の発送の日から三週間以内になりました。

▽登録できない印鑑

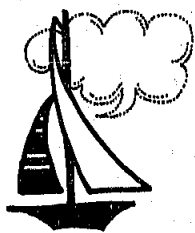
- ◎つきに該当する印鑑は、登録申請できませんので、現在登録されている人や、今後、印鑑登録をされる人は、ご協力ください。
- ◎住民票、外国人登録原票に記載してある氏名、氏もしくは名または氏名の一部を組合わせていないもの。
- ◎職業、資格その他氏名以外(屋号、資格、住所等)をあらわしているもの。
- ◎ゴム印その他変形しやすいもの。
- ◎印鑑の大きさが八ミリメートルの正方形におさまるような小さなもの、または二十五ミリメートルの正方形におさまらないような大きなもの。
- ◎印鑑が鮮明に写らないもの。
- ◎印鑑のふちが四分の一以上欠けているもの。
- ◎指輪型や印章の高さが一センチメートル以下のもの。
- ◎一般に、判読することができない字体のもの。
- ◎印鑑のまわりに唐草模様や龍紋などの装飾をしているもの。

詳しくは住民課へお尋ねください。

電話② 一一二二二番
内線 四二番



申請	こんなとき		もってくるもの	交付されるもの
	内容	来手 する 続 人		
新しく登録 する場合	昭和52年8月1日 以降にはじめて印 鑑の登録をする人	本人	<ul style="list-style-type: none"> ○登録する印鑑 ○官公署の発行した免許証、許可証、身分証明書等で写真を貼付し、割印プレス等の契印があるもの。 ○本町に印鑑登録を受けているものの保証書。 	印鑑登録証 これには登録番号だけがついています。 ○本人であることが確認出来れば申請時にお渡します。 ○本人の確認が出来ないときは文書による照会をします。 回答書を持参されるとき、お渡します。
		代理人	<ul style="list-style-type: none"> ○登録する印鑑 ○委任の旨を証する書面（代理権授与通知書、委任状）…様式は住民課にあります。 ○代理人の印鑑（認め印でも可） 	
印鑑登録 証明書	印鑑登録証明書が 必要なとき	本人	<ul style="list-style-type: none"> ○認 印 ○本人の印鑑登録証 ○登録証の提示がなければお渡しできません。代理人の場合でも本人の印鑑や委任状などはいりません。 手数料 1枚につき70円	印鑑登録証明書 申請者の住所、氏名、生年月日、世帯主氏名が住民票と異なるときは証明書を交付しないことがありますのでよく確かめてきてください。
印鑑登録 証 亡 失	印鑑登録証をなく したとき	本人	<ul style="list-style-type: none"> ○登録している印鑑 ○新しく登録する場合と同じ 	印鑑登録書をなくしても、同じ印鑑の登録を希望されるときは、新しく登録する時と同じ手続をしてください。
		代理人	○不正防止のため今までの印鑑登録は扶消します。	
印鑑登録 証の再交付	印鑑登録証を汚染 ・き損したとき	本人	○認 印	新しい印鑑登録証
		代理人	○汚染・き損した印鑑登録証	



水道課

皆 さん
水を大切に
使いましょう

給水人口は年々増加して、現在
一九〇〇人を超えました。
夏季になり年間を通じ最も水を使
う時期になりました。給水を受
ておられる皆さんの一人一人が無
駄な水を使わないように、節水に
御協力下さい。一人が一日一リッ
トル（約五合）の水を節水すると
一九トン一ヶ月で五七〇トンの水
が節約できます。もし無駄な水を使
っているとき時間給水をするこ
ともなります。

水を大切に
節水しましょう

正しい国保の知識

医療保険の制度

健康で文化的な生活のために

わたしたちは、いつなんどき病気になる、けがをするかわかりません。病気やけがをしたときは、お医者さんの治療を受けます。

治療を受ければ当然お金がかかります。お金がかかるのがいやだからとか、あるいはお金がないからという理由で病気やけがの治療を受けなければ、一人ひとりの幸せも、社会の発展も維持できなくなります。

相互扶助の精神

そのような不幸な事態は防がなければなりません。そのためには、日ごろからそれぞれの収入に応じてお金を出し合い、いざというときにはそこから必要な費用を出していけば安心だという、お互いに助け合おうという考え方が生まれました。「いわゆる相互扶助」の考え方です。こういう理念にもとずいて制度化されてきたのが今日の「医療保険」です。それは、一口にいうと、病気やけがなどのときに、倒壊するかも知れない生活を防ごうとする社会保障制度の一

つです。

国民皆保険の制度

この制度を維持していくためには、国民のすべてが、なんらかの保険に加入していなければならぬという、いわゆる強制加入をたてまえてしています。ですから、「現在病気をしていないからとか、継続給付があるから」という理由で保険にはいらないということとはできないのです。もし届出がおくれないと、国保税をさかのぼって徴収され、保険の給付もさかのぼって受けることができず損をします。

国民健康保険とは

強制加入をたてまえた健康保険には、いくつかの種類があります。それらをひっくるめて「医療保険」といっていますが、わが国の医療保険の制度は八つの種類があります。この制度は、まず地域保険と職域保険に大きく分けられます。職域保険はまたいくつかの職域別に分けられますが、地域保険は、どの職域保険にも加入していない市町村の住民を対象としたものです。この地域保険が「国

民健康保険」とよばれている健康保険です。国民健康保険を略して「国保」とよんでいます。現在の

ような国保の制度は、昭和三十三年に世帯主の七割給付から始まり、昭和四十年には家族も七割給付が実施され、昭和四十八年には、福祉元年というよびかたで被保険者の医療費、個人負担を現行三万九千円までに軽減し今日に至っています。

国保のしくみ

●保険者——国保の事業を運営するものごとを保険者といえます。

●保険者の仕事

○保険の適用事務を行う。
○保険税を賦課徴収する。

○被保険者に保険の給付を行う。
○わたしたちがお医者さんにかかったときの医療費の七割を給付し高額療養費やその他の保険給付を行う。

○お医者さん（保険医）にお金を支払う。

○その他国保事業の健全な運営と発展につくすのがその大きな使命となっています。

●被保険者とは

○職場の健康保険に加入していない人と、生活保護法の適用を受けていない人はすべて国保の被保険者です。

○国保では、世帯主と家族の別なく、一人ひとりが被保険者となります。しかし、家族の一人ひとりが被保険者だからといって、それ

ぞれが単独で加入の手続きをするというわけではありません。

国保では、加入は世帯ごとになります。世帯というのは、同じ家に住み、同じ家計で暮らしをしている者（普通は肉親同士——三親等内の者）をいいます。ですから、住込みの従業員やお手伝いさんなどは賃金が支払われているかどうかに関係なく、たとえまったく家族同様のくらしをしていても、雇い主とは別世帯となります。つまり各自それぞれ世帯主として取り扱われるわけです。

●国民健康保険税

被保険者は、保険税を納める義務を負います。

国保の被保険者の中には幼児や老令者など税金を納める能力のない人たちも加入しておりますのでその一家の生計の中心者である世帯主とその納税の義務を負わせています。

この保険税は、わたしたちの国保という制度をささえる根幹をなすものですから資格を取得した月から税金を納めなければなりません。

●保険証をもってお医者さんへ

被保険者になる手続きをすると、そこで「国民健康保険被保険者証」というカードをもらいます。

これを普通「保険証」とよんでいます。わたしたちが病気やけがでお医者さんにかかるとき、窓口はこの保険証を出します。この

保険証をお医者さんに出すことによつてはじめて保険給付を受けることができます。

●治療費の一部を負担する

この保険証でかかることのできるお医者さんを保険医といえます。保険証を窓口で提示して診療を受けるとそのときかかった診療費全体の三割を自分で負担しなければなりません。これを一部負担金といい残りの七割が保険給付となります。

●国保のしくみは、おおよそ以上のようになっているわけですが、まとめていいなおすと、わたしたち加入者が保険税という形でお金を出し合い、それに国と県と町が出す補助金を加えて、病気やけがをして治療を受ける際の費用の大部分をそこから支払おうとするのでだれもが平等に医療の恩恵を受けられ、経済的な負担もできるだけ軽くしようとする社会保障制度の一つであるということが出来ます。

これらのことをよく理解し、わたしたちの国保をよりよくしていくために、知識として知っておきたいことを、次回からさらしくわしく説明します。



香典返しとして寄付

社会福祉協議会へ

- 一、新松原区故石田トクヨ殿 90才
- 一、吉木区故矢野牛助殿 81才
- 昭和52年6月2日死亡
- 昭和52年6月13日死亡
- 矢野千代一殿より
- 一、戸切百合野区故中沢義彦殿 76才
- 昭和52年6月17日死亡
- 吉田一夫殿より

「岡垣町同和对策審議会委員一部かわる」

岡垣町内の同和地区に関する社会的・経済的諸問題を解決するため、町長の諮問に応じ必要な事項を調査審議し、答申する機関として、昭和五十一年七月に岡垣町同和对策審議会が発足し、それぞれ委員の委嘱が町長よりありましたが、本年三月定例町議会において審議会条例の一部改正が議決され、これに伴う異動がこのほど左記のとおり町長より委嘱されました。

(敬称略)

(注)

- | | | |
|----------|------|------------|
| 氏名 | 住 所 | 委員 |
| 会長 広渡孝之 | 元松原 | 細川光利 高陽 |
| 副会長 大庭 勝 | 三 吉 | 村上 武 吉木 |
| 〃 仲村博敏 | 〃 | 秋武ナミ 山田 |
| 〃 田原利晴 | 榑 塚 | 尾形博枝 三 吉 |
| 〃 石田輝男 | 茅 原 | 田代栄一 〇新海老津 |
| 〃 曾宮角助 | 百合ヶ丘 | 樋口 新 〇高 倉 |
| | | 石田耕作 〇山 田 |
| | | 中村行雄 〇海老津 |
| | | 俣口和敏 〇手 野 |
| | | 高山 弘 〇野 間 |
| | | 宗岡輝雄 〇波 津 |
| | | 藤井勝子 〇三 吉 |
- 〇印 条例改正による新任の委員
- 〇印 退任申出委員などによる欠員の委員
- (同和对策審議会事務局)

- 中沢シズ子殿より
- 一、内浦区故未松宏彪殿 44才
- 昭和52年6月18日死亡
- 未松久子殿より
- 一、元松原区故青柳英珊殿 80才
- 昭和52年6月8日死亡
- 青柳玄祐殿より
- 一、波津区故刀根敏郎殿 81才
- 昭和52年6月29日死亡
- 刀根敏男殿より
- 一、榑塚区故上部ユキ殿 66才
- 昭和52年6月30日死亡
- 上部猪壮殿より

老人クラブ寿会へ

- 一、新松原区故石田トクヨ殿 90才
- 昭和52年6月2日死亡
- 吉田一夫殿より
- 一、吉木区故矢野牛助殿 81才
- 昭和52年6月13日死亡
- 矢野千代一殿より
- 一、戸切百合野区故中沢義彦殿 76才
- 昭和52年6月17日死亡
- 中沢シズ子殿より
- 一、元松原区故青柳英珊大和尚殿 80才
- 昭和52年6月8日死亡
- 安楽院青柳殿より
- 一、波津区故刀根敏郎殿 81才
- 昭和52年6月29日死亡
- 刀根敏男殿より
- 一、榑塚区故上部ユキ殿 66才
- 昭和52年6月30日死亡
- 上部猪壮殿より



押収した暴走行為車(改造車両)

「暴走族を追放しよう」

折尾警察署は六月五日深夜、遠賀郡水巻町立屋敷交差点から八幡西区黒崎間の国道三号線をハイスピード・急発進・急停車・又はタイヤをききませ、割込み等悪質危険な暴走行為をする車両の一斉取締りを、全署員を動員して実施し

暴走行為者を逮捕(検査)するとともに、乗用車ならびに自動二輪車の違反車両二〇台を押収しました。

折尾警察署は、その後も毎週末(深夜)には、全署員を動員して暴走行為根絶のため厳重な取締り

を継続実施しています。
皆さん次のことを守って暴走族を追放しましょう。

- ✦ 暴走行行為をしない、させない、見に行かない。
- ✦ 法定の手続きによらず車を改

造したり、幅広タイヤ・ハンドル等を取りつけない。
✦ 暴走行行為を誘発するおそれのあるツーリングクラブやグループに加入しない。

泣き寝入りせず

検察審査会に相談しよう

皆さんのなかに、詐欺、おどし、交通事故などの犯罪の被害にあつた方や警察や検察庁に訴えた方でも検事がその事件を裁判にかけてくれない。つまり不起訴処分はどうも納得できない。——こんな不満をもっている方は検察審査会に不服申立てができます。犯罪を告訴、告発した方や犯罪によって被害を受けた方は泣き寝入りしないで不服申立てを相談ください。そのほかの方でも検事の不起訴処分に納得できないときは気軽に検察審査会事務局に相談してください。相談や申立費用は無料で秘密はかたくまもられます。

くわしくは小倉検察審査会事務局(小倉北区金田一丁目福岡地裁小倉支部内、電話五六二局三四三番)に問い合せてください。事務局に申立用紙を用意しています。

消防一一九コーナー

子供を水難事故から守りましょう

夏は水泳の季節です。毎年、水難事故により幼ない子供の命が失なわれています。この様な事故は、大人のちょっとした不注意によって防げるものです。次の様なことに注意して、子供を水難事故から守りましょう。

※注意事項

- 1、子供だけで水泳に行かせないようにしましょう。
- 2、天気の良い日は、水泳に行かせないようにしましょう。
- 3、泳ぐ前には、必ず準備体操をさせましょう。
- 4、長時間、泳がないようにして、必ず休憩をとらせましょう。

花火による火災を防ごう

夏は花火のシーズンです。近年、花火の消費量の増加と共に、不始末による事故も多くなっています。花火は子供にとつて楽しみひとつですが、その扱い方を間違えたり、注意を怠ると火災やケガなど大変な事故になります。次の様なことに注意して、花火による火災を防ぎましょう。

※注意事項

- 1、説明書を良く読んでから行いましょう。
- 2、必ず、大人と一緒に花火をしましょう。
- 3、花火をする時は、場所、気象状況を考えて行いましょう。
- 4、途中で火が消えても、のぞかないようにしましょう。
- 5、花火の火薬を取り出したり、他の火薬と混ぜ合せたりしないようにしましょう。
- 6、使い終わった花火やマッチは、水バケツに入れて完全に消火しましょう。

火災救急発生状況 (S52・1・115・31)

種別	火災	救急
水	7	161
岡	4	130
芦	7	104
遠	0	94
合	18	489

消防設備士試験準備

消防設備士試験の受験者の試験準備のための講習会が次のとおり実施されます。

記

- 1、講習日時 昭和五十二年八月六日(土) 一〇:〇〇〜一七:〇〇 八月七日(日) 一〇:〇〇〜一五:〇〇(二日間)
 - 2、講習場所 岡垣町海老津一七番地、岡垣町東部公民館 (海老津駅から徒歩約3分)
 - 3、受講料 四〇〇〇円
 - 4、テキスト代 三七八〇円
 - 5、受付場所 遠賀郡消防本部 予防課
 - 6、受付期間 昭和五十二年七月一日(金)〜七月二〇日(水)
- ※ 詳しいことは遠賀郡消防本部 予防課にお問い合わせ下さい。
- TEL 〇九三一九 (三) 一一三一一

各区対抗

卓球大会

昭和五十二年度各区対抗卓球大会が七月一日(日)岡垣町立児童体育館を会場として一〇チームの参加で開催され、結果は次の通りです。

- 一、団体戦
 - 男子の部
 - 優勝 吉木 A
 - 準優勝 つくし自治会 A
 - 三位 東松原 A
 - 女子の部
 - 優勝 つくし自治会
 - 準優勝 鍋田
 - 三位 東松原
 - 一、個人戦
 - 男子三〇才以上の部
 - 優勝 井上博文
 - 二位 江口智彦
 - 三位 神崎法道
 - 男子三〇才未満の部
 - 優勝 福山満章
 - 二位 村田勝吉
 - 三位 江口栄一
 - 女子の部
 - 優勝 下口京子
 - 二位 安元芳子
 - 三位 麻生由美子
- (岡垣町体育協会)



埋蔵文化財

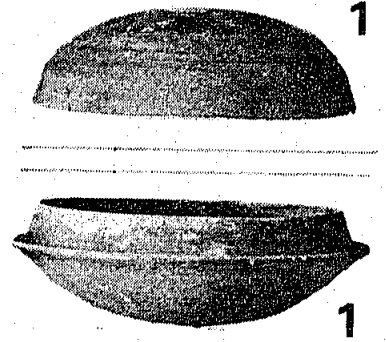
畑地開墾のため昭和五十年高倉の東田古墳群が発掘調査された。その時莫大な数の埋蔵文化財が発見された。それは非常に多大な労力と日数と金を費して、九州歴史資料館で調査され復元されて、近く岡垣町に返されることになっているが、それに先

だち、東田古墳発掘の主任調査官・県文化課の川述昭人先生に

解説をしてもらう。今回は須恵器をとりあげ、その形と用途。括弧内の番号は図面の番号。

杯 (つき) (1)

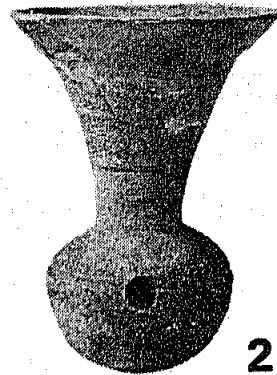
ふつう杯は蓋と身とで一対をなすものである。あわさった形が合子(ごうす)形のもので、平底の



身に、室珠形つまみをつけた、ひらいた蓋をかぶせるものがある。形の違いは用いられていた時代の差である。食物を入れるために用いられた。

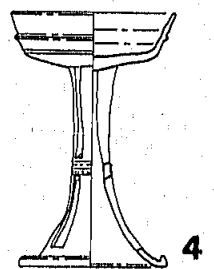
罍 (はそう) (2)

壺の腹部に小さな孔を一つあけ、漏斗(ろうと)のような口をもつものである。これは孔に竹をさしこんで酒などをそそぐのに用いた。



壺 (つぼ) (3)

まろい器体に口をつけたものであり、口の変化によって広口壺・直口壺(ちよつこうつぼ) (6)・長頸壺(ながくびつぼ)・短頸壺(たんけいつぼ) (5)とよぶ、壺に脚をつけたのを脚付壺、蓋の付いたのを有蓋壺(ゆうがいつぼ)などという。液体の貯蔵用に用いられた。(7)は有蓋台付短頸壺、(8)は脚台付長頸壺と呼ぶ。

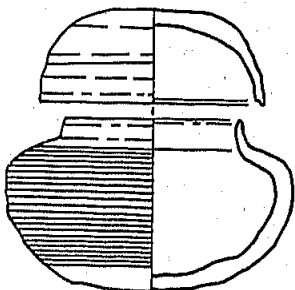
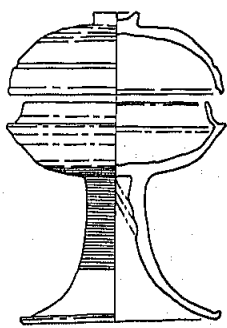


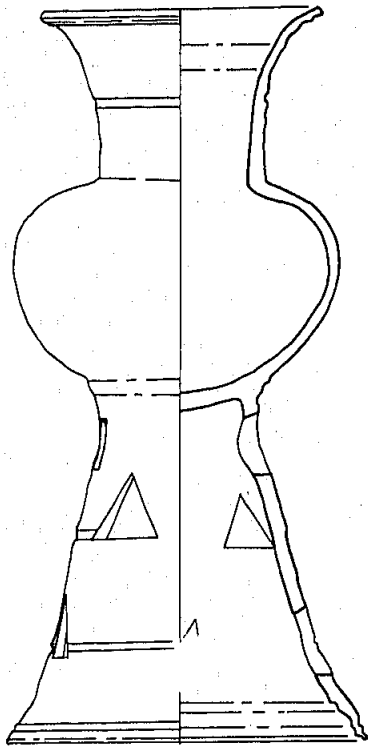
選挙結果

昭和52年7月10日執行の参議院議員通常選挙の結果を次の通り報告します。

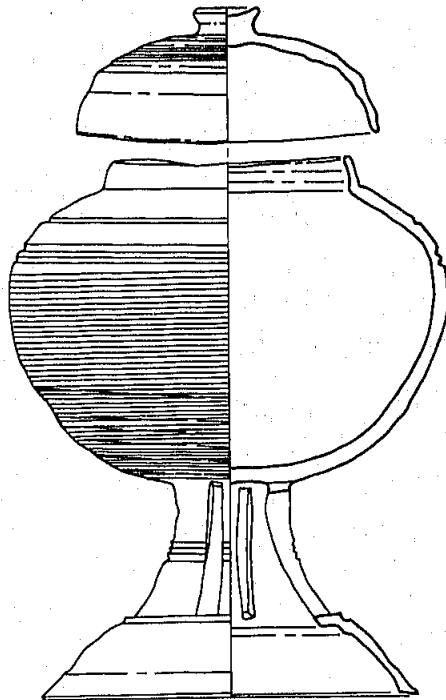
一、当日有権者数	男 七三六七	女 八二四二	計 一五六〇九
投票率 全国区	男 七〇・一六	女 七〇・三〇	計 七〇・二四
投票率 地方区	男 七〇・三〇	女 七〇・四三	計 七〇・二四
得票数(地方区)	候補者	得票数	
原田 立	二二二四	五、内藤 誉三郎	五三四
		四、玉置 和郎	五四八
		三、伊江 朝雄	七九六
		二、星野 力	八二七
		一、いずみ照雄	一三〇三
		候補者	得票数
		得票数(全国区)	上位20人
		加藤英一	七六
		千代丸健二	八六
		柳田桃太郎	三四三五
		小野 明	二九二二
		小泉幸雄	九六二
		藤井純二	二九
		えんどう政夫	一〇〇一

六、田 英夫	五一四
七、こが 雷四郎	四二五
八、佐藤 三吾	三八九
九、宮之原貞光	三八九
十、松前 達郎	三五四
十一、あき山あつし	三二五
十二、江田 五月	二八四
十三、扇 千景	一六六
十四、高橋 圭三	一五八
十五、徳永 正利	一五六
十六、やすつね良一	一五五
十七、栗林 卓司	一五一
十八、柳沢れんぞう	一三四
十九、八代 英太	一二六
二十、福島 茂夫	一二二

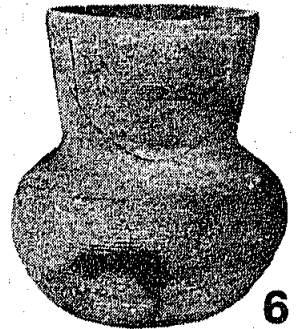




8



7



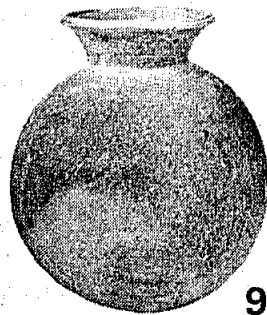
6

提瓶 (ていへい) (9)

ふつう「ぎげべ」と呼んでおり、扁平な胴の側面に口をつけたものである。

本来はつり下げて使う水筒の一種であつて、胴の片側がやや平らになつており、肩に鉤(かぎ)形や環状(かんじょう)の吊手(とつて)がついたが、次第に退化してなくなつていった。

吊手は一種の飾りであり、実際には役立たなかつたものと思われる。



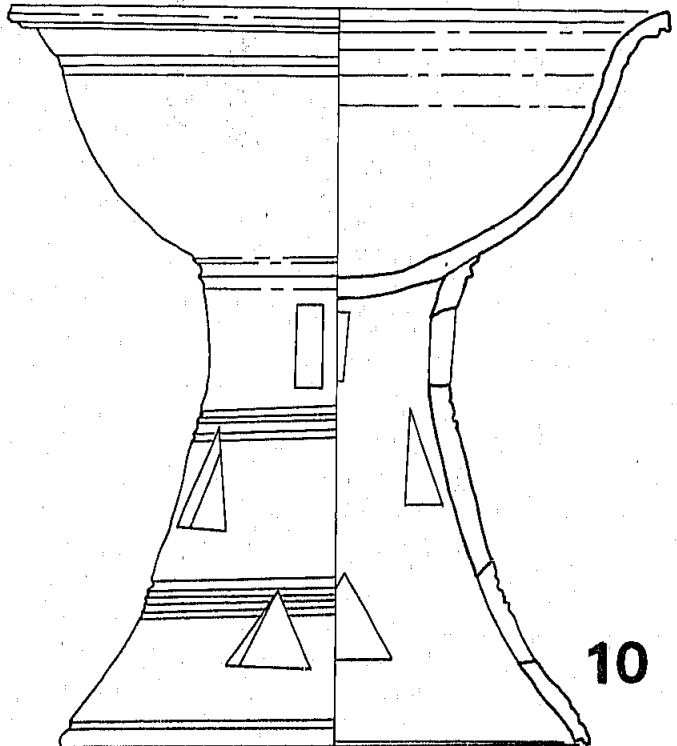
9

器台 (きだい) (10)

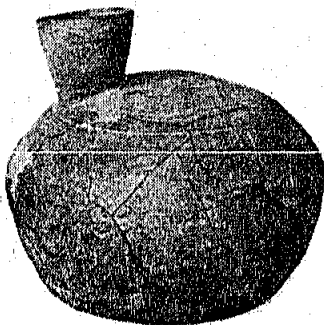
丸底の壺をのせるためのものであり、高杯を大形にしたようなもの(高杯形器台)と筒形のもの(筒形器台)とがある。

平瓶 (へいへい) (11)

ふつう「ひらか」と呼んでおり、扁平な胴の上面に、一方にかたよつて口をつけたものであり、液体(水・酒など)を入れるのに用いた。



10



11

横瓮

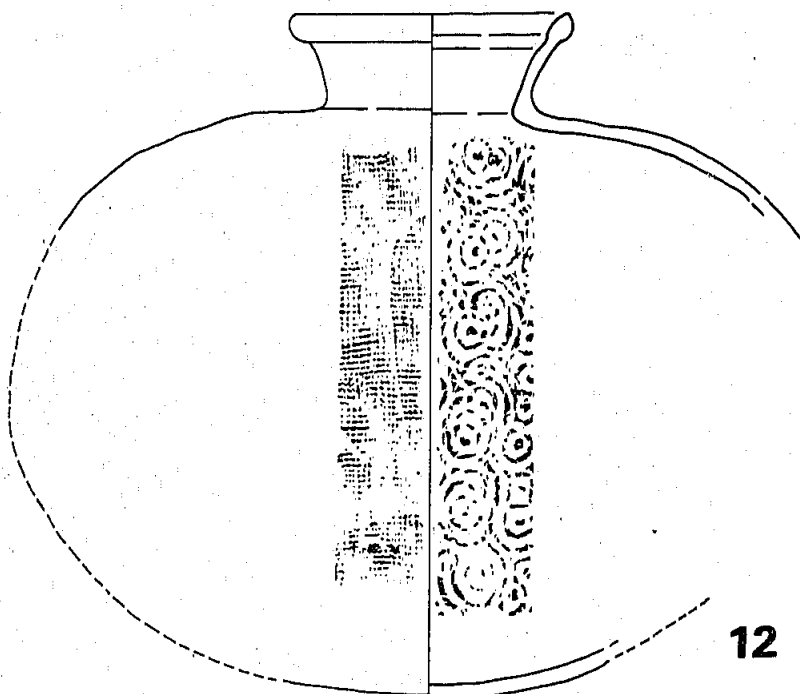
(よこづへ) (12)

俵の形をした器体の上部に口をつけたもので、液体を入れるのに用いられた。

甕

(かめ) (13)

大きな胴に比較的短い口をつけたものをいう。形の変化は少いが大ききによつて小型・中型・大型品にわけられる。大甕のなかには高さが一米をこえるものも多い。水や酒などを貯蔵するためや、醸造用などに使われた。



12



13

陸上自衛隊・東中学校

用地造成工事实施

東部地区の宅地開発が進み、人口が急激に増えております、そのため昭和52年4月より海老津小学校を開校しました。
現在の岡垣中学校も生徒収容能力が限界となる状態のため、新たに東中学校建設の計画をしております。その用地造成工事を岡垣町大字山田字植田地区にて着手いたしました。

つきましては、造成工事を陸上

自衛隊第5施設団、第9施設群・小郡駐とん部隊(作業隊長、増満二尉以下31名)により7月11日、8月30日(予定)でブルドーザー10台等にて実施していただいております。
義務教育施設事業でありますので、関係各位の御協力方お願いいたします。

基地対策室

電話を

かけるとき

北九州市内へ電話される方は、はじめに市外局番「093」を

☆かける前に、電話番号を確かめましょう。

電話番号の書抜帳を作っておくと、たいへん便利です。

☆ダイヤルはメモを見ながら指止めまで正確に

電話はダイヤルが戻るときにツナグります。

ムリに戻すと、まちがってつながったり、故障の原因になります。

☆ダイヤルは休まずつづけてまわしましょう。

ダイヤル途中で5秒以上休むと切れてしまいます。

☆話し中のときは3分位待ちましょう。

相手が話し中にイライラしながら連続してかけなおしてもかかる割合はわずか15%です。

☆電話によつて「電話のかけ方」のアンケート調査を行う事がありますので、ご協力下さい。